

令和5年度第1回 新潟市子どもの権利推進委員会 会議概要

開催日時	令和5年7月31日（月）午後1時30分～3時15分
会 場	白山会館 2階 大平・明浄
出席委員	間委員、石井委員、遠藤委員、太田委員、郷委員、佐々木委員、高橋委員、田口委員、中島委員、原田委員、保苺委員、南委員、吉川委員 （出席13名、欠席1名）
事務局関係課出席者	こども未来部長、こども政策課長、こども家庭課長、児童相談所長、保育課長、学校支援課長、福祉総務課長、障がい福祉課長、雇用・新潟暮らし推進課長、こころの相談センター所長補佐 広聴相談課長 他 各課 担当者
傍聴者	1名
内 容	<p>【議事】</p> <p>(1) 子ども基本法の施行について</p> <p>資料1 こども基本法概要</p> <p>資料2 本市における子どもの意見表明・社会参加に係る取組状況</p> <p>資料2別紙 子どもや若者等の意見聴取及び意見反映に係る取組状況調査結果</p> <p>○事務局より、資料1、資料2、資料2別紙に基づき説明を行いました。</p> <p>○委員からは、次の意見がありました。</p> <p>(高橋会長)</p> <p>それでは、今のご説明に対して、委員の皆様から自由にご発言いただきたいと思えます。</p> <p>特に、子どもの意見をいかに聞き取るのか、子どもの意見聴取をどのように進めていくのかということ、これはこうやれば絶対とか、こうやれば確実とか、こういう方法がスタンダードになっているとか、そういうことが一切ない世界であろうかと思えます。</p> <p>委員の皆さん方のご経験等を通して、こういうやり方も考えられるのではないかということでもけっこうだと思いますので、どうぞご発言ください。</p> <p>(間委員)</p> <p>葛塚東小学校長の間です。私からは、葛塚中学校区での学校運営協議会での子どもの意見の表明についての事例を報告させていただけたらと思ひ、発言させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>葛塚中学校区は、葛塚東小学校と葛塚中学校の1小1中の学区です。令和</p>

4年度から、新潟市ではコミュニティ・スクールが全学校に設置されたのですけれども、葛塚中学校区では令和2年度から新潟市のコミュニティ・スクールの学校運営協議会のモデル校として始まっておりまして、その中でも一番特徴的な活動としては、子どもたちに育てたい資質・能力を、伝え合う力と関わり合う力ということで考え、どのようなことが必要か。地域のことを子どもと大人一緒に話し合っていていこうという形で進めています。

コミュニティ・スクールの枠の中では“熟議”という言葉で言われたりするのですけれども、学校運営協議会は4回行いますが、そのうちの2回を、委員の皆様だけでお話しするのではなく、委員の皆様と中学生、小学生と併せてファシリテーションのようなことを行っております。

3年目になるということで、中学生の中には小学生からずっとこの会議に参加している子どももおります。

今年も7月19日に第1回目、今回は「葛塚地域をよりよくするには」という、区ビジョンとも関係するようなどても大きな題材でお話をさせていただきました。

KPT法という、キープ、プロブレム、トライという三つのことで、まず、意見を出し合ったのですが、そのキープの第一番目に、中学生も小学生も、こうやって私たちの意見を直接大人が聞いてくれる。大人と子どもが同じ場で同じように葛塚の未来について語れる場があるところが、この葛塚のいいところだということを書いている子どもが大変多かったことに驚きました。

私としては、この子ども条例のことについて、教育委員会、学校支援課からも指導を受けながら、どうやってこの大切さと意義について教職員に話をしていこうかということを考えていたところだったので、なおさら子どもの生の声を聞いてもらえる場がまずあって、同じように考えていけるということ、たった1回ではなくて、繰り返し補償されているこの場があるというこの地域が素晴らしい、と子どもたちが言っていたことが、大変印象に残りました。

葛塚中学校区は、昨年度、このコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に係る文部科学大臣表彰を受賞しました。こういうことがきちんと評価されて、新潟市の中で行われている。私は今年転勤したばかりで、そういう場ができていたところに入って、その素晴らしさを外から入ってきた者としていいなと感じたというお話だけで、私の功績とかでも何でもなくて、その地域の方々の熱が子どもにも伝わり、子どもたちを巻き込みながら進んでいくところが素晴らしい。子どもは意見を聞いてもらうことがとても大きなことだと感じているということがありましたので、お知らせいたしました。

同じようなことで、先ほど事務局から説明があった中で、私は前任が秋葉区の小学校だったのですが、秋葉区長がとても熱心で、資料には中学校の2校だけ書いてありますが、小学校にも訪問して下さって、区長と直接小学生が語り合う場とか、小学生の総合的な学習の場に来て下さって区長に直

接要望を話す。どういったことでもいいから呼んでほしいということで、去年、調整していたことを思い出します。

今年どうなったかは聞いていないのですが、そのようなことがありましたので、2点お知らせいたしました。

(高橋会長)

間委員が新たに赴任された葛塚東小学校ですが、皆さんご存じだろうかとは思いますが、他の地域と同じような学校です。

特別支援学級も多いというお話をお聞きしましたし、新潟県若草寮という児童養護施設もあって、社会的養育を必要とする子どもも在席している学校です。

その中でさまざまな子どもの意見が尊重されるということ、学校サイドとしてやられているというご紹介であったかと思えます。

できれば、そういった障がいがあったり社会的養育を必要とする子どもからの意見聴取のあり方もお聞きしたいと思っています。

もう1点、この度事務局の方から新潟市が、こども家庭庁の審議会に意見聴取のセクションで参加されているというお話を伺いました。簡単でけっこうですので、差し支えない範囲でご紹介ください。

(事務局)

こども家庭庁から、子どもの意見表明などにこれから取り組む自治体向けにガイドラインを作りたいというプロジェクトが持ち上がっているということで相談がありました。

各自治体における子どもの意見表明や意見聴取の方策については、こども基本法で義務づけられたといっても、実際に行ったことのない自治体の方が多数だと思います。そういった自治体取り組みやすいようなガイドラインを作りたいということで、準備が進められています。

その検討委員会において、ディスカッションしながら、ガイドラインを作っていくという状況で、この会議に新潟市にも参画いただきたいというお話で、お受けさせていただきました。

さまざま先進の他都市があるなか、なぜ新潟市なのかと伺いましたら、新潟市はまさに子ども条例ができて、いろいろな取組を実行に移している過渡期であり、これから子どもの意見聴取などに取り組もうとする他都市にも参考になるのではないか、ということでした。

(高橋会長)

ありがとうございました。

本当は皆さんから広くご意見をお聞きしたいところですが、最初にお話ししたとおり、今日のメインテーマは救済機関に関する事柄であると思っております。

それに関するディスカッションの時間を長く取りたいと思いますので、子ども基本法であるとか、新潟市のさまざまなセクションでの取組み等についてご質問があれば、申し訳ありませんけれども、別途事務局宛にご質問いただくということにさせていただければと思います、次の議題に移らせていただきます。

(2) 令和5年度新潟市子ども条例に基づく取組について

資料3-1 新潟市子どもの権利推進計画（概要）

資料3-2 令和5年度新潟市子ども条例に基づく取組（実績及び予定）

○事務局より、**資料3-1**、**資料3-2**に基づき説明を行いました。

○委員からは、次の意見・質問がありました。

(高橋会長)

それでは、今のご説明に関して、ご質問、ご意見等を積極的にお話しただければと思います。

説明の中に出てきた部分としては、民生委員児童委員協議会のお話もありましたし、CAPのお話もありました。

その辺のところ、このような受け止め方というようなお話でもけっこうだと思いますけれども、いかがでしょうか。

(太田委員)

CAP・にいがたの太田です。よろしくお願いいたします。

4月6日に白根小学校の教職員ワークショップで、私たちと、それから事務局にも来ていただいて、最初に15分くらいこの条例の取組みについて説明していただきました。

その後、子どもの人権ということでCAPの教職員ワークショップをやらせていただきました。

校長先生の感想は、人権といっても教員一人一人のとらえ方が違うので、共通の理解をするということで、とても有効であったということをお聞かしています。

そのときに本日皆さんにお配りした、こちらの資料(CAPにいがた通信)が先にできていたので、この概要版ではなく自分たちで作った条例の特集号を持って行って、これも含めてホームページに掲載されていた新潟市子ども条例のポイント等も含めて、先生方に子どもの権利と暴力防止のためにできること、しっかり子どもの話を聞いてほしいということをお伝えし、演習していただくかたちで、教職員ワークショップを実施させていただきました。

このあとは、江南小学校で8月にまたワークショップがあります。

(高橋会長)

ありがとうございました。無理に発言を振ったような形になってしまっ

申し訳ありません。

(中島委員)

子ども条例ができたばかりでもいろいろな取組みをされていて、子どもの権利ということをしつかりと基盤に市が動いていこうということが感じられて、事務局の説明にも勇気づけられました。

子どもたちに接する人たちに対しても、子どもの権利の理解、子どもの権利をベースにした、どうやってそれを生かして、日々子どもたちに向き合うのが大切だとお話にもありましたし、去年から私たちの会でも出ていました。

質問としては、例えば、今後、教育委員会の担当の方とか、または外部の方とか、専門家でもいいと思うのですけれども、そういう方を招いて、教職員の方に子どもの権利とは何か、また、子どもの権利をベースにして、日々学校でどう子どもたちと接すればいいのかというようなワークショップ、セミナー、研修みたいなものを計画されているか教えていただければと思います。実は、今度、川崎で行われているものを、私たちも入っているのですけれども、そういうものの今後の計画があれば教えてください。

(事務局)

教育委員会とは日ごろから連携させていただいておりますので、7月下旬に、子どもの権利、子ども条例に関する大人向けのパンフレットですとか、今回の推進計画の概要版などを配布して、学校支援課とこども政策課の連名で各学校長あてに職場内の研修の実施を依頼させていただきました。

また、8月にも山の下地域の学校区に呼ばれて職員向けの研修会をやってほしいと依頼をいただいておりますので、そういったところに出て行って理解を広げるように取り組んでいる状況です。

(高橋会長)

重要だと思うのは、子どもに直接接する機会が多い大人ほど、やはりきちんと理解をしている必要があるのではないかという視点です。

中島委員の例示としては教職員の方々に対するセミナー、研修というようにお話だったのですけれども、子どもと接する大人がどこまで理解しているのかというのは、作成いただいたパンフレットのⅠ－1からⅣ－2までに提示されているように、その子どもの発達状況に応じて、具体的に分かりやすく大人が説明してあげることができるということが、大事なところになってくるかと思えます。

特に、南委員、間委員は教職員をマネジメントする立場でありますので、ぜひ、教職員の皆さんにそういうレベルまでの理解を深めていただけるように、働きかけていただけると大変ありがたいと思っております。

(保苜委員)

民生児童委員の保苜と申します。

5月16日の合同会長会のときに、来ていただいてお話をされたのですが、そのあとになって、やはり、理事の人やトップの人はその話が分かって、実はそれぞれの地区に戻って、皆さんこういうことがあるよねと、伝達をします。

私はこういう会議に出ているので、少し知っているから説明しても、まだ分からない方が多いという状況が本当のところですよ。

民政児童委員でも、昨年も市から講演などをしていただいても、やはりなかなか末端にまで届かないというのは本当に仕方がないことかなと思うので、やはり繰返し、繰返しやるということ。それを私が担うのは少し苦しいのですが、やはり知っている人がどんどん広がっていかないと難しいと感じました。

民生委員は今、本当にいろいろな方がボランティアでやっていらっしゃるから、そんなことなんか分からない、というような意見を本当に聞いています。

そんなことはなくて、みんな一生懸命やっています、ということをお伝えするのですが、どこの組織でもそうかもしれませんけれども、末端にまで伝えるというのは、やはり非常に難しい。ですので、頑張ろうかなと、今話を聞いて思いました。

(高橋会長)

保苜委員先頭で、ぜひ民生児童委員の皆さんの理解を広げていただければと思います。

子どもへの説明に関しては、人生の先輩の方々が多いであろう民生児童委員の皆さんには、教職員の皆さんとはまた別の語り口があるのだらうと思います。

要するに、自分たちが子ども時代に経験してきた、不条理であるとか理不尽であるとか、そういうものをこれからの子どもたちに味あわせないために、こういうことをやっているのですよというストーリー展開が、最も有効ではないかという気もしないでもないです。

またいろいろご検討いただいて、ぜひよろしくお願いします。

(郷委員)

先ほど、子どもに接する先生方への研修会ということでお話がありました。今、夏休みに入りまして先生方はやっと少し時間が取れるので、けっこう研修会が各学校で組まれていると思います。

私がいる坂井輪中学校区でも、中学校1つと3つの小学校なので、これらの学校の先生方が揃って、夏休みに人権研修会というものを毎年やっています。今年度は学校支援課の先生を講師にお呼びして、子どもの権

利についてお話を聞く、ワークショップを行うと聞いています。

3日に実施ということなので、私もぜひ、お邪魔させてもらいたいと伝えていています。

それと、ここにも書いてありますが、パンフレットに載っている小学生版のところにある啓発動画を、子どもと一緒に見てほしいという話を、学校にも昨年からしています。

本当に短い時間、給食のときでも全校朝会のときでもよいので、この冊子を配るとか、見てもらって、子ども条例の理解を深めてもらう。何クラスか先生方がやっているということなので、またここで人権教育をやって、そのあと9月以降の新1年生のところにも配られる予定なので、ぜひ、そこで先生が理解したうえで、この動画を一緒に見たいという話を聞いています。

本当に身近に接する大人が分かりやすく子どもに伝えていって、そして、子どもの状況を見ていくというのが大切だと思って、期待しております。

(高橋会長)

坂井輪地区における人権教育の取組をご紹介いただきました。やはり、おとながどれだけリアルに子どもに伝えられるかというところが大事だと思っております。

(南委員)

今、いろいろな皆さんからご発言があったように、やはり、子どもと直に接する、特に教職員への期待が非常に大きいなと思いながら、お話を聞かせていただきました。

当校におきましても、大切な子どもの権利ということで五つの権利がありますけれども、これを見てどう思うと言ったときに、こんなの当たり前ですよねと言う教員もいれば、こういう権利もあるのですね、初めて知りましたと言う職員もいます。

私が一番印象的だったのは、秋葉区で昨年度、区長とお話をさせていただいたところがうちの学校だったのです。

それで、未来を語るというテーマだったのですけれども、私などはせっかく区長が来るから、学校のグラウンドに照明をつけてもらおうとか、そういった本当に狭いところで言っているのかなと思っていたら、実は子どもたちはもっと地域の問題点に目を向けていた。

地域の問題点を私たち大人が気づかないような目線で言ってくれたということで、長崎区長もそこに参加して、中学生は私たちが思っている以上に考えているね、ということを実感する場となりました。

何が言いたいのかというと、実は大切な子どもの権利というのは割と明文化して、こういうものだと具体的に説明することも大事なのですが、同じくらいに、子どもを中心に物事を考えていますか、というところが大事だと私は思っています。

秋葉区長と語る会で私がよかったなと思っているのは、子どもたちが自分の地域により自分が関わるという意識が育ったということが一つ。あとは、そこにオブザーバーとして参加して下さっていた地域の方が、中学生の力というものを実感したというところがあるのです。

それで、子どもたちにとって分かりやすいのは、地域の課題だと思っていますので、先ほど葛塚中学校区でおとなと子ども、合同の話し合いということがありましたけれども、明日、小須戸中学校区でも合同の学校運営協議会を行います。

そこに中学生が20名参加する予定でいます。大事なのは、地域の方がまだ子どもですよ、と言っていたところが、これから地域を作っていくうえで未来の担い手なのだという意識を持たせる機会になればいいなと、私は思っています。

すみません、いろいろ話が散らかっているようなのですが、大事なものは、まず頭で法を理解するということと、実感的に地域に促していくことも大事だと思っています、それは、学校だけではなく地域の方々の力を借りながら進めていく、というところもありますし、そういう取組みが増えていけばいいと思っています。

ただ、私自身が考えている問題点として、実際子どもには大切な権利があることを知らせたい方ほど、これを知らないという状況です。

実際、権利が蹂躪されて全く幸せに生きていない子どもがおります。その親御さんや関わっている方に、こういう権利があるのだというように、そこを理解していただきたいと思っているのですけれども、そこが一番伝わらないと私自身、考えています。

質問にもなりますが、今後、市としてどのような手立てで理解を広げていくのか。現在も全体に広げているところだと思うのですけれども、最終的に本当に理解してほしいところ、そこにどうやって伝えていくか、そのあたりの方策をお聞かせいただければと思っています。

(高橋会長)

最後の部分は、非常に重い質問かと思えますけれども、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

高橋会長がおっしゃられたように、非常に重いもので、お答えするのは難しいのですが、これまでも、委員の皆様からもこういう例もあるよというようにご紹介いただきました。これらを踏まえ、さまざまな団体の方ですとか、関係者の方のもとに、子ども条例が新潟市にできたこと、子どもに5つの権利があったり、おとなにも責務があったり、これを子どもたちと一緒に考え、子どもの権利が守られる社会を目指していくということを知っていただくため、理解を広げる場を設けるような取組を行っております。

また、子どもと関わる職員の研修や教職員の研修などにお呼びいただき、既存の研修の範囲の中で無理なく子ども条例について考えていただいたり知っていただいたりする機会を、より多く設けるということを昨年度、そして今年度も行っていった、理解を広げていきたいと思っています。

それで、これまで子どもたちから、子どもの権利について意見をいただいた場面がいくつかあります。例えば、昨年度の中学校での意見交換会でも、やはり大人も子どももみんながこの権利について知ることが大切だという言葉が、本当に子どもたちからの意見として出てきておりました。

子どもの権利や条例の周知はもちろんなのですが、あとは実態として条例ができて、そして、推進計画を昨年度、皆さんからも作っていただき、これから計画に沿ってさまざまな取組みをする中で、特に今後、このあと話が出てきますけれども、権利の救済機関を作っていく。そうすると、相談できる窓口もまた増える形になり、そういった取組みなども周知啓発と併せて伝えていくことで、本当に権利が侵害されているような状態を解消することにつながればと思っています。

(高橋会長)

そもそも子どもの権利を頭から認めない、あるいはそういうお話を聞く耳を持たないおとなが少なからずいることは、私もかつて児童相談所に勤務しておりましたので存じております。

そこを含めて、これからご説明いただく権利救済の仕組みが一定の効果をもたらす可能性もあるのかなと思われまます。ということで、まだまだ皆様からご意見があるかと思えますけれども、権利救済に関する取組みについての議題に入ってきてほしいと思います。

(3) 子どもの権利救済に係る取組について

資料4-1 子どもの権利救済に係る取組について（制度概要案）

資料4-2 新潟市子ども条例改正素案（権利救済関係）

○事務局より、**資料4-1**及び**資料4-2**に基づき説明を行いました。

○委員からは、次の意見・質問がありました。

(高橋会長)

ただ今の説明で相談・救済機関について、かなり踏み込んで具体的な中身が示されていると思います。

当然、最後にお話があったとおり、これから市の内部の検討、あるいは議会とのやり取り、さまざまな関係者との調整などがあって、このとおりになるというわけではないかと思えます。

ただ、具体的なところまでけっこう踏み込まれて書かれておりますので、これに関して、皆さんの率直なご意見をお伺いしたいと思っています。

あるいはご質問でも結構だと思いますので、いかがでしょうか。

(佐々木委員)

佐々木です。

まず、少し批判的なのですけれども、大人目線からするとこの救済機関が確かにハブ機能を果たしていくのかもしれないのですけれども、それは子ども目線から見て、既存の相談機関と何が違うのですか。全く同じに感じるのです。

確かにハブ機能は必要だと思うのですけれども、既存の相談窓口がある中で、子どもから見て全く何も変わっていないと感じるのです。なので、そこを少し考慮する必要があるのかなと思います。

それと、個人的な意見ですけれども、やはり、子どもに近い、例えば相談を聞く専門員、専門の訓練を受けて、命のダイヤルなども1年くらい研修を受けると言いましたけれども、仮にその研修を受けたとしても、それは研修を受けた大人なのです。

ですので、研修を受けた大人と子どもの価値観とか考えは違うと思うのです。そこを、例えば仕事や家庭である事例なのですけれども、子どもがズルをするときは、楽しみたいからズルをするとおとなは直感的に思うのですけれども、実際には少し違って、けっこう失敗することが怖くてズルをしていたりするケースが多いのです。

私などは楽しみたいのかなと思ったけれども、失敗するのが単に怖いということなので、大人の考えと子どもの考えは違うので、そこを埋めていく必要があるのかなと思います。

(高橋会長)

2点あったかと思います。1点目としては、相談・救済機関についてはハブ的な機関との位置づけという話があったけれども、既存の相談機関、さまざまな相談機関があるわけですが、既存の相談機関とどのような違いがあるのかということ。もし答えられるようであれば答えていただきたいというのが1点。

もう1点は、いかに研修を受けたとしても、大人と子どもの価値観はそもそも違うのではないかという佐々木委員のご見解に基づいて、ご意見がありました。ここをどうやって埋めていくのか。

いわゆる、子どもとおとなのもの見方、考え方の違いみたいなところについてどのようにアプローチしていくのかということで、これは大変難しい話かと思いますが、もし事務局から、あるいはほかの委員からご意見があればお伺いしたいと思います。

(事務局)

おっしゃるとおり、いろいろな相談窓口が現状でもあって、何が違うのだということは、疑問に思われることと思います。

現状でもいじめ、自殺、DVの相談窓口などもあるといった中で、今回の子どもの権利の救済・相談機関の一番の特徴は、調査や調整、そして是正勧告といった権限を条例のバックボーンを持って行えるという辺りが非常に大きい違いという認識であります。

子どもたち、市民の方々にお伝えする仕方というのは、当然その辺を意識しながらやらなければいけないと思うのですが、大きな違いは、このような条例のバックボーンがあるということです。

他の相談窓口だと、相談の内容によって、区の健康福祉課への支援につながり、といったケースはあると思うのです。一方で、救済機関を設置している他都市の事例ですと、学校とトラブルになっている子どもがいたとして、相談を受けた相談員が、学校と一緒に行って子どもの気持ちを踏まえて相談や調整を行うといったことが条例を根拠にできるわけです。

学校に行って、ある子どもからこういう相談があった。相談していいかどうかはその本人、子どもの了解を取るのですが、そういったプロセスを経たうえで調査や調整ができる。このような活動を第三者的な立場でニュートラルにできるというのが一番の特徴だと思います。

その辺りの伝え方、市民や子どもたちに伝えるのも、非常に気をつけなければいけないなという認識です。そこが他の相談窓口との違いという部分での特徴となります。

2点目のご質問は非常に難しいです。おっしゃるとおりかと思えます。

子どもの感覚と大人の感覚は当然、違います。おとなである親の気持ちとして、ズルしているんじゃない、サボりたいから言っているんじゃないかというようなことも、あるにはあると思えます。

そこも訓練を受けた相談を受ける方が、まずはしっかりと子どもの声を聞くことが大切で、アドボカシーというか、子どもの声を聞いてそれを代弁するという観点も必要だと思います。

子どもの言うことをまず信じる、聞いて理解して飲み込んだうえで解決策なり、先ほど言った対応なりを取っていくというステップが必要になってくると思えます。

今の段階で、私どもも実際に経験はしていないので、ほかの自治体の情報を踏まえての回答になりますが、以上となります。

(佐々木委員)

調整する権限、力を持った人というのは、確かにいろいろであると思えます。専門員の方ももちろん重要だと思うのですが、例えば、専門員に電話してくるような状況は、かなり追い詰められているような状況の場合もあって、例えば、権利の侵害具合で言うと、けっこう大きい状態だと思うのです。

ただ、気軽にアクセスできるかということそうではないと思っていて、一案ですけれども、例えば、自分が中学生や高校生だったら、例えば、顔が見え

る大学生くらいのほうが相談しやすい。

それこそ、言葉は悪いですが、専門科のおじさんに相談するよりは顔が見える大学生くらいのお兄ちゃん、お姉ちゃんに相談して、それこそボランティアでやってもらうなど、そういう人のほうが、もし自分が中学生や高校生だったら相談しやすいのかなと思います。

(高橋会長)

そういうご意見もあったということで、また制度設計の部分で、あるいは調整の部分で、ご協力いただければと思います。

この件に関してはほかの方々もご意見がおありだと思いますので、どうぞ、積極的にご発言ください。

(太田委員)

相談の受付時間ですけれども、もちろん、対面、電話ということもありますし、メールとかSNSであれば、すでに児童相談所がそういったメール相談、SNS相談を受けている中で、どのくらいの時間帯にそういうことが多いとかということが分かっているならば、今までの蓄積された情報を教えていただければと思います。

(事務局)

ご質問がありました、今まで出ました意見と少し関連があることをお話ししようかと思います。

新潟市では2月からSNSの相談を開始しまして、周知はされていると思うのですが、2月、3月ですと20件前後、20件から30件の間で相談が来ておりました。この4、5、6月になってから10件台に、数的には減っております。

一方で、寄せられる時間帯については、開設された午前10時から午前中と、閉める夜20時から22時まで。22時に閉まりますので、この両端に出るかなと。比較的明るい時間帯に相談いただくことはないです。

すぐ聞いていただきたい方とか、もしくは暗くなってから相談される方、さまざまあります。

一番多いのは、保護者の方。小中学生ですと、まだ比較的飛びつくような形で相談されているわけではなさそうに思っております。状況としてはそのような形です。

おっしゃるように、今後も普及展開を、児童相談所ではそこはかなり力を入れていきます。まずはこの制度を承知していただくことが必要だというところに力をかけてやっておりまして、今後、また寄せられる内容について、より効果的な方法についても考えていかなければいけないと思います。

件数が減ってきているからこの相談を取りやめるという方向はありえないとも思っています。

もう一つは、今のご質問の中で、今までの説明の中にもあったのですが、先ほど会長からも、児童相談所が調整的なことをやってきたところであってというお話の中で、実際問題として子どもたちの権利を、少し辛らつな言葉になります、侵害している部分はあるだろうし、そういう指摘を受けざるをえない役割を担ってきた場所だと思っております。

比較的喜ばれないという視点からも受け取られがちだと思うのですが、私は今回、新潟市の条例ができて、他の条例とつまびらかに調べているわけではないのですが、大事なのは、身近な大人が相談相手になっていますよと。身近な大人に相談できるのですよということを、研修のときにも説明させていただいています。

と言いますのも、児童相談所の中で子どもの意見は聞くのだけれども、必ずしもあなたの意見がそのまま通るわけでもないこと、そういった保障をする話ではなくて、あくまでもまずお話をしましょうと。

そこで、先ほど研修を受けてきたおとなという意見もありましたけれども、おとなとして子どもの最善の権利はこのようにあるのだという、考えを示して、お互いの意見を出し合う機会を設けていくのが、今の段階では大切かなと思います。

6月に児童相談所で20人くらいの子どものアンケートを実施しました。封筒に入れてアンケートを配付しました。そのときに、所長だったらいいです、保護所の室長だったらいいですという条件を与えてアンケートをしたら、3人ほど所長と話をしたいという意見がありました。

その後、私がおとなと面談させていただいて、直接言いたいということは、持っている意見が大きいのですが、話し合いをする中で、この話はケースワーカーと共有していこうね、というところに結びつけていけた事例もございました。

このように、身近なおとなが話を聞いたうえで、専門機関ももしかすると身近なおとなというのではなくて、子どもからすると単に上から目線でおとなと捉えられがちなのでは、身近なおとなを増やしていくことによってハブ効果を高めていったらいいのではないかと考えております。

(太田委員)

相談時間というものもこれから検討されていくのだと思いますが、私が中学生や高校生なら夜中に色々考えることもあるかなと、そのように思うのですが、そういった辺りをどのように拾っていくか。

限界があると思うので、可能な限り子どもが相談しやすい、面談であれば午後の方がしやすいといったことがあるかもしれませんが、子どものことを尊重して時間も考えていただきたいと思います。

(高橋会長)

皆さんからもさまざまなご意見がおりだと思っております。最後は石井委員に

聞こうと思っていますが、率直にご意見だとか、ここは分からないというところでも結構ですのでいかがでしょうか。

(南委員)

本当に理解不足なところから聞かせていただきますけれども、先ほどの事務局の説明で、この機関では是正を強制できませんというお話がありました。強制する権限がないのは、行政庁ではないからですか。

そうなったときに、この場合の行政庁とは、何を指すのでしょうか、ということをも一つお聞かせいただきたいと思います。

それと、是正を求めて従わないときに、強制力を持たせる組織にするためにはどのような手立てがあるのでしょうかということが2点目です。

また、今ほどありましたように、児童相談所と連携していきますので、そういう強制力の行使というところでは、他の関係機関を想定していますということなのか。最後は少し確認めいてしまいますが、以上3点お聞かせいただければと思います。

(高橋会長)

整理というか、きちんと理解したいという趣旨でのご発言だったと思います。

まずは位置づけ。2点目は強制力に関して。3点目はいわゆる勧告によって強制力を行使しうるところに勧告をすることもありうるのかということかと思います。事務局から答えられる範囲でお願いしたいと思います。

(事務局)

まず、附属機関というものの位置づけなのですけれども、先ほど申し上げたとおり、この子どもの権利推進委員会自体も地方自治法上の附属機関という位置づけになっております。

附属機関の権限としてできることは、先ほどの資料の2ページの3番目、法的位置づけということで記載させていただいておりです。

こちらに、地方自治法第138条第3項で記載しておりますが、普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができるとなっており、こういった権限を持たせた附属機関を置くことができると規定されております。

行政庁は、基本的には法律に基づいて行政事務を執行しますので、例えば、税金の滞納処分であれば、財産の差押えというものは完全に強制力を持ったものになります。このような権限は国税徴収法という法律の中で滞納処分ができると規定されているから行えるわけです。地方自治法に基づき設置された附属機関では、そのような強制的な権限までは認められていないということが、強制力を持たない理由になります。

では仮に、今回の附属機関である子どもの権利救済委員会に強制力を持たせようとするのであれば、ということですが、例えば子ども基本法などの法律の中で、地方自治体が子どもの権利侵害に対し、勧告なり調査なり強制力を持って行える、監督権などを持った救済機関を設置することができる、という規定があって、そして、その規定の中で法律の条文がしっかりと定められれば、地方自治体でも強制力を持った子どもの権利救済機関を作ることができると思います。ただ、現状においては、先ほどの説明のとおり地方自治法の枠でしか、動けないということになります。

一方で、先ほどの条例の条文でも少し説明させていただいたのですが、附属機関である子どもの権利救済委員には、勧告する権限等があります。そして、それを受ける側、市の機関または教育委員会などといったところが、勧告なり調査なりを受けたときには、救済委員の職務遂行に協力しなければならないということも、この条例の中で規定しています。

したがって、両サイドから事務の執行が担保されている。子どもからの相談を受け、それに対して調査なり是正をするということできるように、担保されている部分があるので、そういった勧告などを受けた市の機関は、それを無視することはできないだろうとっております。

(高橋会長)

答えづらいところをお答えいただいたのだろうと考えています。

これから、私の解釈をお話しします。このように考えていただくとうろしいのかなど。

例えば、児童虐待であっても、直接的な性加害であるとか体罰とかということではなくて、ネグレクトというケースは普遍的に見受けられます。

ネグレクトのケースであっても、例えば、年少幼児ということであれば、即、虐待死に直結する可能性もあるわけですから、児童相談所も強制力を発揮することはよくあるのです。

けれども、例えば、そのネグレクト状態にある子どもが中学生であるということになると、本人に直接危害が及ぶ可能性は少ないというか、長期的に継続するとそれが精神的な傷になっていくということはあったとしても、すぐさまその子どもが命を落とすとかそういう危険があまり考えられないケースがあった場合、児童相談所はいわゆる親権に抗してまで強制的にその子どもを保護するとの判断がなかなか難しいということは、当然ありうるわけです。

このようなケースについて、例えば、相談救済機関に相談があって、ご本人あるいは関係者からお話を伺った段階で、委員から児童相談所長に勧告する。委員としては、本人の希望、主張に応じて親権に抗してこの子どもが親権者のもとを離れることを児童相談所としてご検討いただきたいという勧告はありうると思います。

それで、附属機関からそういう勧告を受けたときに、児童相談所がその勧

告を無視するのは非常に難しいのではないかと。そのように整理するのが分かりやすいのではないかと思います。

教育委員会サイドの事例だといじめの話も入ってくるので、それは私よりも恐らく南委員や間委員のほうが、より適切な解釈をご紹介いただけるのではないかと思いますけれども、私はそのように理解しております。

どうでしょうか、石井委員、私の解釈で間違いはないでしょうか。

(石井委員)

石井です。高橋会長がおっしゃったとおりであるとは思いますが。

私も感想とか意見を言ってもよろしいですか。

(高橋会長)

どうぞ。

(石井委員)

事務局にて制度案をお作りいただいて、素晴らしい骨組みができつつあると思っております。これがきちんと条例という形で成立して施行されれば、うまく進められる方向に行くのかなとは思っています。

あとは、実際に骨組みができて、どう肉付けをして、どう動かしていくかというところは、今後の関係者の頑張りであったり、うまく連携することであったり、そういったところをどうこなしていくか。あるいは関係者の間で意思、合意の形成ができるかというところにかかっているものと思っております。

少しどうでもいいことかもしれないのですが、子どもの権利救済委員というネーミングが、子どもにとってキャッチーなものなのかとか、そういったところは、私が関与したかもしれないので自分の首を絞めているのかもしれないのですが、皆様のご意見というかアイデアがあれば、この場でお聞かせいただければと思います。

(高橋会長)

委員に関してキャッチーな名称というのものも、石井委員からご提言がありました。皆さん、いかがでしょうか。

(中島委員)

この素案を見て、正直、本当にとてもうれしかったです。もちろん、今までの既存の窓口とどう違うのかということを知りやすく説明したり、ここが違うのだよということを伝えたりしていかないと、利用していただけないと思うので、それは本当にこれから伝えていく。

そして、ネーミングの部分も、相談したいと思わせるようなネーミングとか、各自治体、けっこういろいろ工夫して名前をつけていると思うので、そ

れをどうやってつけていったらいいのだろいうというのは、公募するとかそういう案もあるかもしれないのですけれども、これから名前が決まっていくのかなと思います。

去年、石井委員たちのグループで素案を作っていただいて、その答申を出して、それが通って、まず本当にうれしく思って、感動しています。

そこに行くまで、担当者の方はご苦労があったと思うのですけれども、素晴らしい、しっかりとした土台ができたので、これから中身を検討して、きちんと相談しやすいようにするとか、先ほどご意見があったように、この人だったら相談したいと思ってもらえるような仕組みを作っていただければと思っています。

まずは本当にありがとうございましたというか、本当にうれしく思っていて、1,700以上ある全国の自治体で相談機関を持っているところはわずか四十五、六とかですよ。その中に新潟市が入ったというのはとても誇らしく、きっと子どもたちも感じると思います。

(高橋会長)

私も全く同感です。行政が有識者のご意見を聞くという仕組みはたくさんあるわけですが、行政が住民、有識者のご意見を聞いて即座に実行するというのは、いろいろなハードルがありますので、そんなに簡単な話ではありません。

まさに、中島委員が言っていただいたように、事務局のほうで大変ご努力いただいたと私も理解しております。

まだ皆さん、細かいところでは言いたいことがたくさんありますとか、あるいは、少し全体の場で発言して聞くのははばかりられるのだけれども、このようなことも確認してみたいというところは恐らくおありだと思います。

それにつきましては、昨年度からはデジタルを活用しての会議も行っておりますので、率直にメール等で事務局にお聞きいただいて、また、それを共有したほうが良いと判断されれば、また次回以降ご意見をご紹介させていただくという形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

もし異論がないようであれば、基本的に相談・救済機関の設置の方向について、反対という方はいらっしゃらないと思っています。

ぜひ、また事務局のほうで、困難もおありかと思いますが、進めていただきたいと思います。

それを一言述べて、進行を事務局にお返ししたいと思います。